

明 障 福 第 1 9 9 4 号
2022 年(令和 4 年) 3 月 30 日

障害児通所支援事業所 御中

明石市福祉局生活支援室
障 害 福 祉 課 長

障害児通所支援事業における定員超過利用減算の取扱いについて（周知）

平素は、本市の障害福祉行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害児通所支援事業所における定員超過利用減算について、別添のとおり「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」（令和 4 年 2 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡。以下「厚生労働省通知」という。）が通知されました。

明石市内の事業所においても同様の取扱いを行うことと、下記の内容についても留意し、適正な事業運営をお願いいたします。

なお、厚生労働省通知が発出されたことに伴い「障害児通所支援事業における利用定員超過の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日付兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長通知）は廃止します。

記

1 定員遵守に関する指定基準

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日号外厚生労働省令第 15 号）（抜粋・概要）

（1）定員の遵守（第 39 条（第 64 条、第 71 条で準用する場合を含む））

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について（定員超過減算）

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成 24 年 3 月 30 日号外厚生労働省告示第 271 号）

※利用定員が 10 人の事業所の場合の例

（1）1 日の利用人数が利用定員の 150%を超える場合、当該 1 日について障害児全員につき減算。

（2）過去 3 ヶ月の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じ

て得た数を超える場合に当該1か月について障害児全員につき減算。

3 留意点

- (1) 定員超過減算に該当しない場合であっても上記1の指定基準を遵守し、定員の範囲内で利用者の受入を行うこと。
- (2) やむを得ない事情があつて、定員を超えて受け入れる場合は、サービス提供を行う時間帯を通じて、実際の利用人数に応じた基準職員を配置すること（例：利用人数が12人の場合、基準職員を3人配置（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所））。（その場合、児童指導員等加配加算や専門的支援加算の加配職員を基準職員に充てる場合は、加配職員の常勤換算に当該勤務時間を含めることができませんので、ご注意ください。）
- (3) 定員を超過して受け入れている事業者は、添付の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて減算の要否を確認すること。また、確認シートを保管しておくこと。（実地指導の際に確認する場合があります。）
- (4) 定員超過が続いている事業所は、定員の変更等を検討し、指定基準を遵守すること。

4 参考

- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和3年5月7日）問25～問28

(問い合わせ先)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244
e-mail shoufuku@city.akashi.lg.jp